

# 土地利用を巡る状況に関する補足資料

---

平成28年1月28日  
土地・建設産業局

# 国土形成計画における人口減少の捉え方について

(急激な人口減少と人口の地域的偏在について)

- 我が国の総人口は2008年の約1億2,800万人を頂点に減少を始め、2025年には約1億2,100万人、2050年には約9,700万人に減少すると推計される(国立社会保障・人口問題研究所の中位推計)
- 全国を1kmメッシュに区切りそれぞれのメッシュについて2050年の人口推計を行うと、2010年に人が居住するメッシュのうち約63%のメッシュでは2050年に人口が半分以下になり、そのうち3分の1のメッシュ(全体の約19%)では人が居住しなくなると推計される(上記の中位推計をもとにした国土交通省国土政策局の推計結果)

(人口の見通しについて)

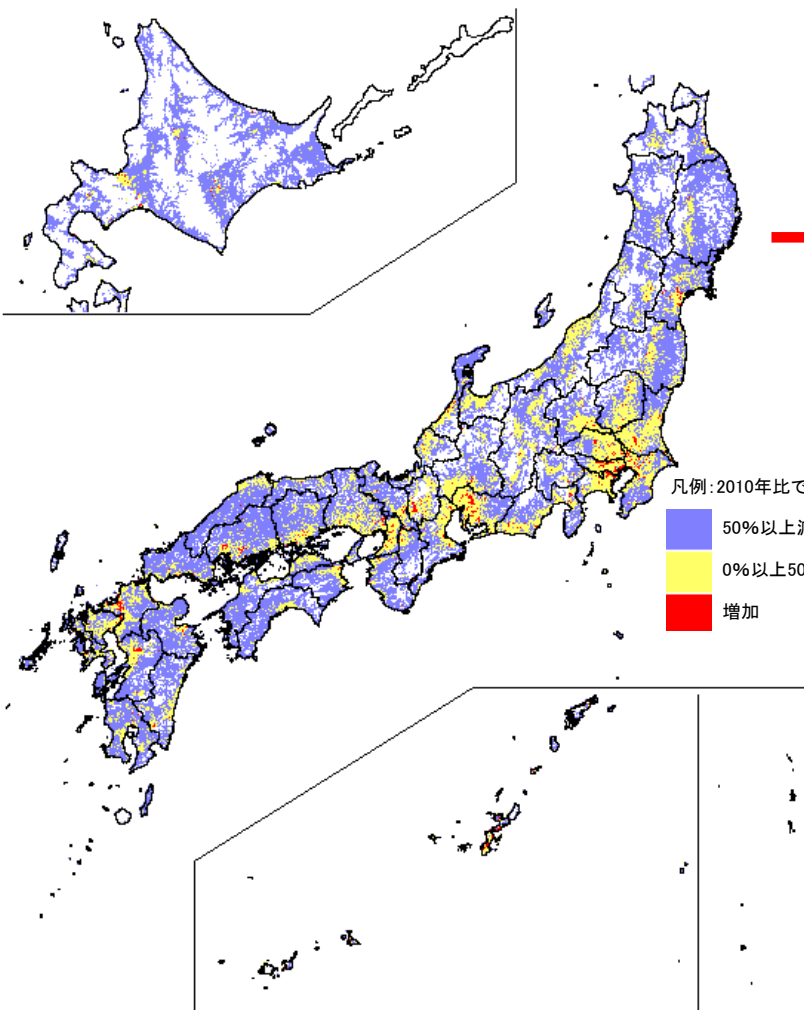
- 出生率が1.8程度に向上し、さらに、政策効果により人口置換水準(2.07)が達成された場合、2060年に1億人程度の人口が確保される(まち・ひと・しごと創生長期ビジョン(2014年12月27日閣議決定))



# 国土形成計画における人口減少と人口の地域的偏在

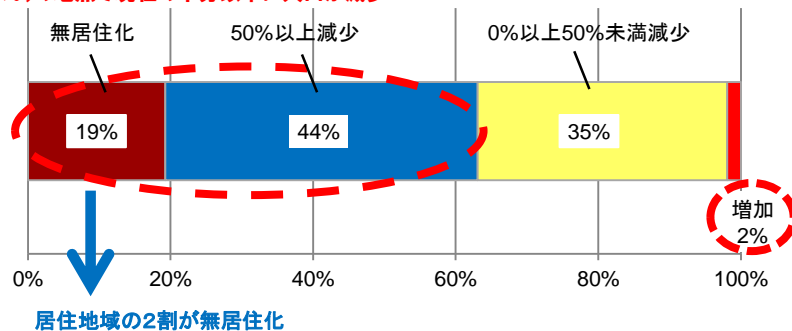
- 2050年の我が国を1km<sup>2</sup>毎地点に区切ると、人口が半分以下になる地点が現在の居住地の6割以上になると推計
- 人口規模が小さい市区町村ほど、人口減少率が高くなる傾向。特に、現在人口1万人未満の市区町村では人口がおおよそ半分に減少

2010年を100とした場合の2050年の人口増減状況

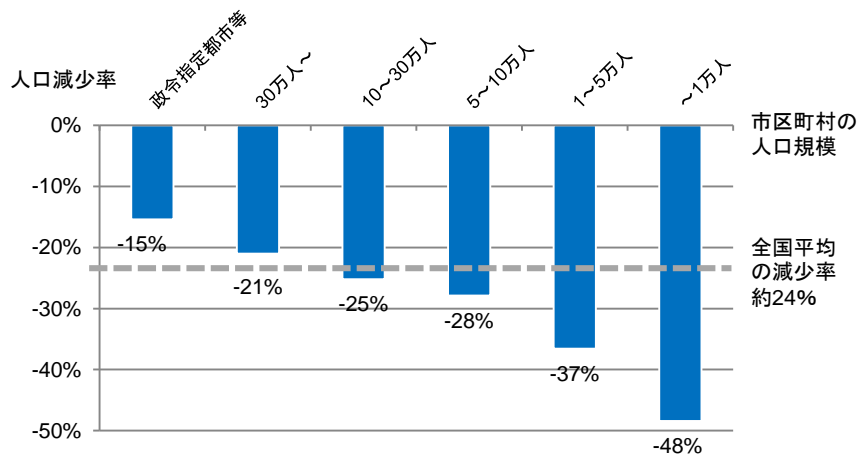


人口増減割合別の地点数

6割以上(63%)の地点で現在の半分以下に人口が減少



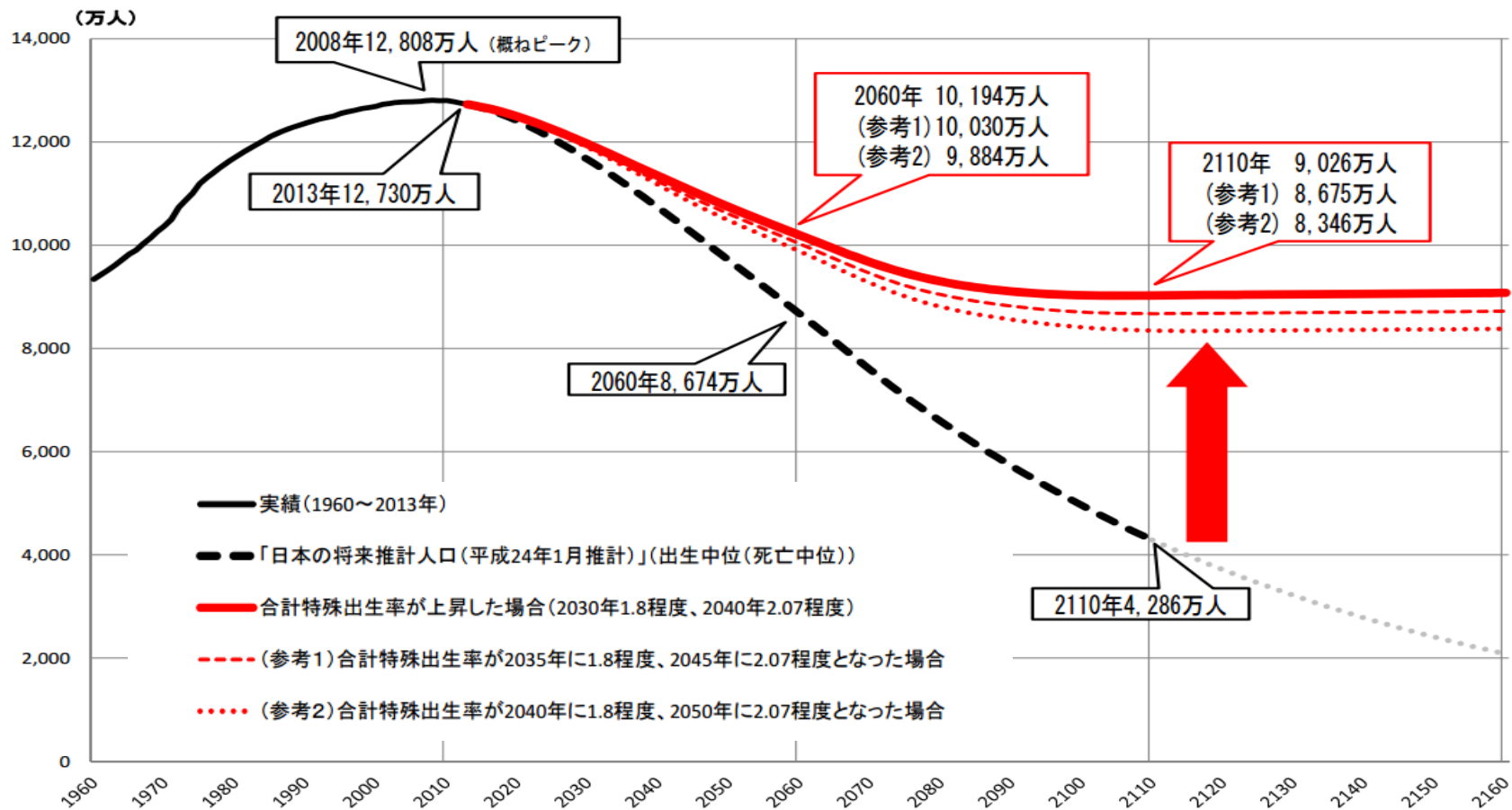
市区町村の人口規模別の人口減少率



(出典) 総務省「国勢調査報告」、国土交通省国土政策局推計値を基に作成。

# まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」における人口見通し

○ まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」では将来人口の見通しについて、合計特殊出生率が2030年に1.8程度、2040年に2.07程度（2020年には1.6程度）まで上昇すると、2060年の人口は約1億200万人となり、長期的には9,000万人程度で概ね安定的に推移すると推計



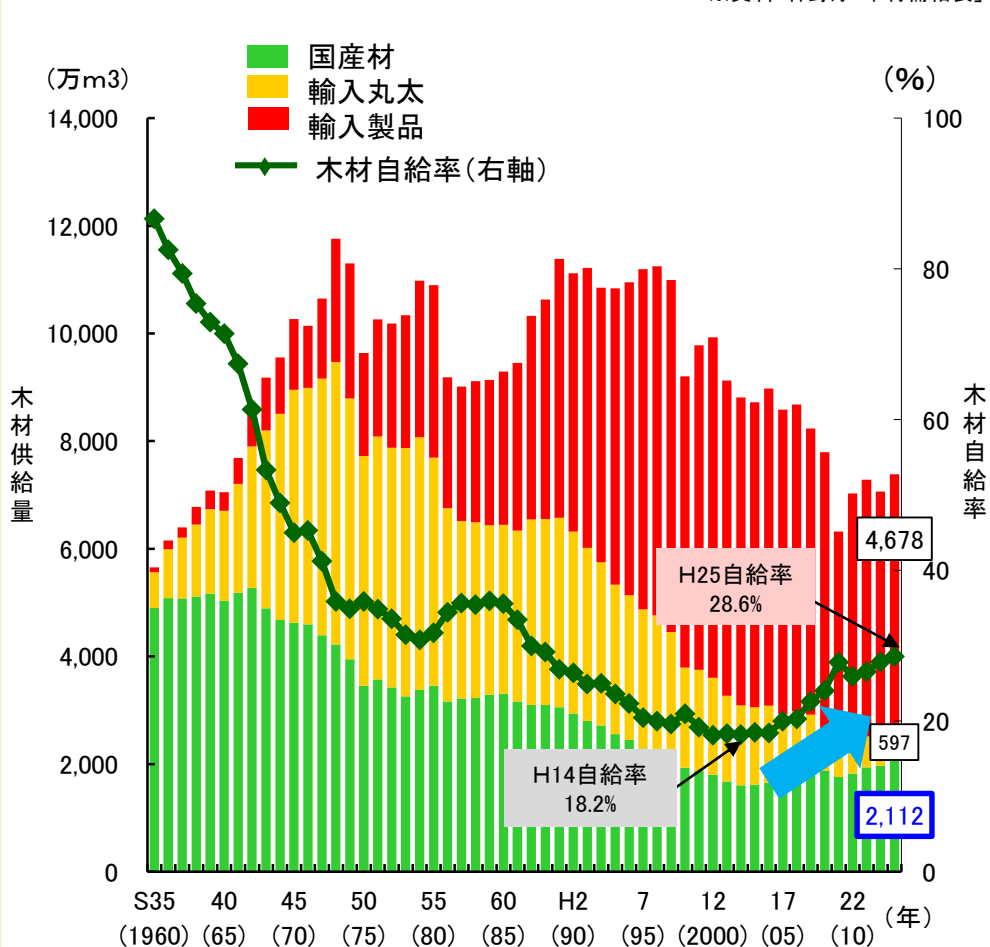
(注1) 実績は、総務省統計局「国勢調査」等による(各年10月1日現在の人口)。国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」は出生中位(死亡中位)の仮定による。2110~2160年の点線は2110年までの仮定等をもとに、まち・ひと・しごと創生本部事務局において機械的に延長したものである。

(注2) 「合計特殊出生率が上昇した場合」は、経済財政諮問会議専門調査会「選択する未来」委員会における人口の将来推計を参考にしながら、合計特殊出生率が2030年に1.8程度、2040年に2.07程度(2020年には1.6程度)となった場合について、まち・ひと・しごと創生本部事務局において推計を行ったものである。

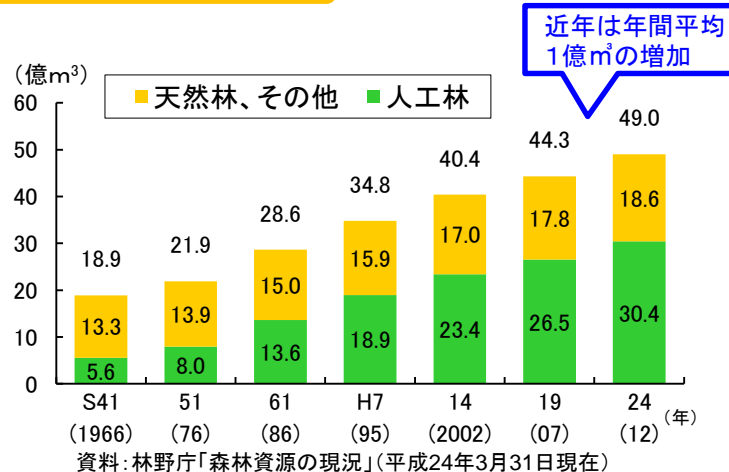
- 我が国の森林は国土の約7割、そのうち約6割は個人や会社が所有する私有林で、個々の所有規模は小規模・零細
- 森林の蓄積は49億 $m^3$ （近年では年間平均で約1億 $m^3$ の森林が成長）に達しているが、一方で国産材の利用は森林の年間成長量を大きく下回っており、森林資源の有効活用が課題
- 所有者の高齢化・不在村化等により、森林の施業を効率的に行うための集約化に必要な所有者・境界の明確化作業に多大な労力を要している

## 木材供給量の推移

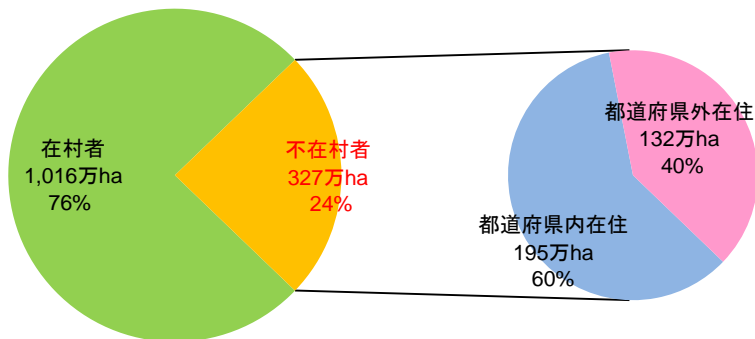
※資料：林野庁「木材需給表」



## 我が国の森林蓄積の推移



## 不在村者・不在村者別私有林面積と割合

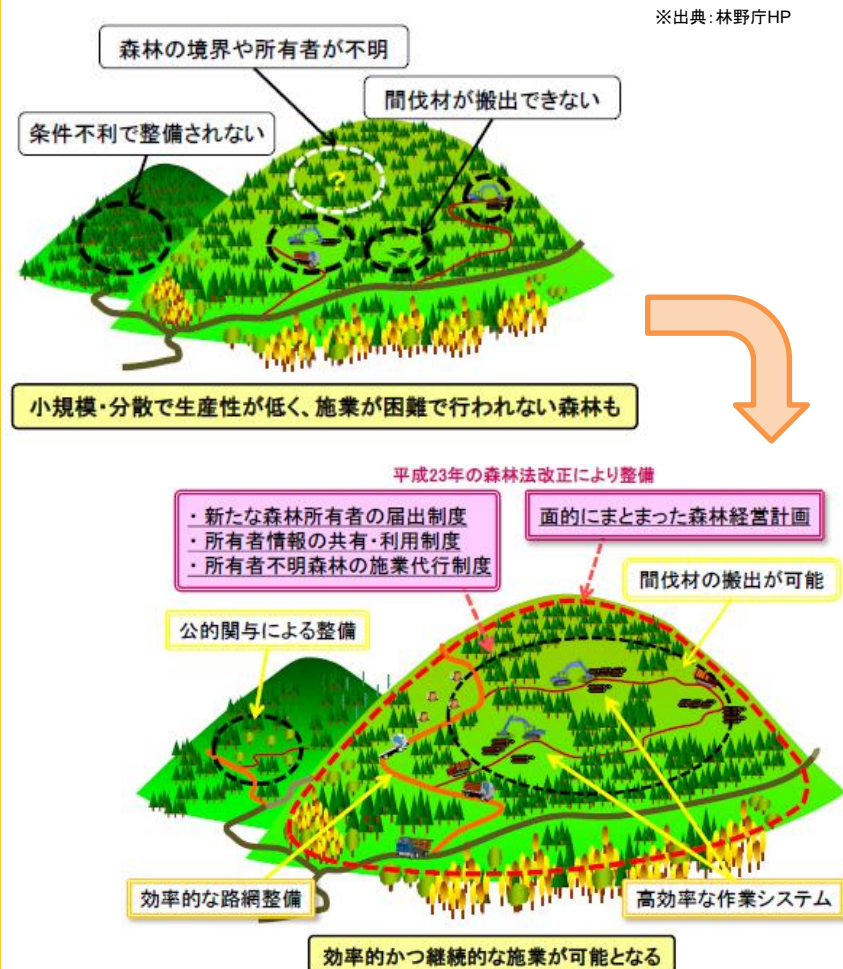


資料：農林水産省「2005年農林業センサス」

# 山林地における課題に対する取組

- 林業の成長産業化には、施業の低コスト化や大ロットで安定的・効率的に原木を供給できる体制が必要
- 複数の所有者の森林をとりまとめ、施業を一括して実施する「施業の集約化」を推進するため、平成23年の森林法の改正（平成24年4月施行）により森林経営計画制度等を措置した他、森林整備地域活動支援交付金等により支援

## 施業集約化のイメージ



## 森林整備地域活動支援交付金制度

施業の集約化に必要な所有者・境界の確認、各種調査や間伐実施の森林所有者の同意取り付けなどにかかる手間暇、経費について支援する制度

《支援の対象となる活動例》

- ①森林情報の収集活動** ※森林経営計画作成時の活動に限ります。

森林経営計画作成に必要な、森林所有者や施業履歴などの基本的な森林情報を取得するための作業です。  
 例えば、森林簿や登記簿などから情報を収集・整理する作業や、森林の現況確認などが含まれます。

情報の収集・整理    現地確認
  - ②森林調査**

施業量や施業方法を決定するために必要な詳細な調査です。  
 例えば、施業予定地で行う、樹種、樹高、胸高直径などの調査や、施業に使う路網の線形を決定するための調査などが含まれます。

立木調査    路網線形調査
  - ③合意形成活動**

森林経営計画作成や間伐などの施業実施に関する関係者との合意形成をはかるために必要な活動です。  
 例えば、森林所有者などに対する説明会やダイレクトメールの送付、現地案内や森林経営計画案・施業提案書により森林所有者に説明して合意を取り付ける活動などが含まれます。

説明会    現場での説明    戸別訪問による説明
  - ④境界の確認**

施業実施に当たって、現地杭がないなど境界が不明瞭となっている地域において、森林所有者などの関係者の立ち会いのもとで、境界の確認を行う作業です。

所有者立ち会いのもと境界を確認
- 不在村森林所有者情報の取得（森林経営計画作成促進）
- 不在村森林所有者の現地立会やGPSを活用した境界の確定などが含まれます。

※各欄の活動の例に限らず、森林経営計画作成や施業集約化に必要な調査や合意形成活動であれば幅広く支援できるものとなっています。

※出典：林野庁HP